

**株式会社恵が運営するグループホームでの利用者に対する
経済的虐待報道を受けての緊急要請回答**

令和5年11月17日

要 望	回 答
<p>1. 突然の会社閉鎖や事業所閉鎖の可能性も否定できません。株式会社恵の事業所を利用する障害者や家族が、暮らす場、活動する場を失わないよう、行政が責任をもって対応すること。</p>	<p>1. 事業所の廃止に当たっては、事業者の責務として、利用者に対する継続的な障害福祉サービスの提供について便宜を図ることが、障害者総合支援法に義務付けられています。</p> <p>本市では、法令にしたがって、廃止の届出前に事前相談を受け、利用者への対応状況を聞き取った上で届出を受け付ける扱いとしています。</p>
<p>2. 株式会社恵の全事業所の利用者・家族を対象に面接調査を行うこと。</p> <p>また株式会社恵に関する相談窓口を設置し、いつでも利用者・家族・職員の相談に対応できる体制をとること。</p>	<p>2. 現時点で、相談窓口の設置や全ての利用者等を対象とした面接調査等は予定しておりません。</p> <p>障害福祉サービスの利用に関する相談は、本市及び相談支援事業所で随時受け付けております。</p>
<p>3. 法人本部による、利用者・家族に対する問題の報告会の開催を求め、説明責任を果たすよう指導すること。</p>	<p>3. 利用者・家族への説明については、文書配付あるいは対面による説明等により、法人の責任において十分な理解を得られるかたちで行うよう指導しております。</p>
<p>4. 事後検証に向け第三者委員を設置し、今後同じような問題が起きないようにすること。とりわけ、構成メンバーには障害のある人とその家族を加えること。</p>	<p>4. 本市も含め、現在全国的に対応されている案件であるため、今後については厚生労働省や愛知県とも連携しながら対応を検討してまいります。</p>